

新幹線関西ボーナスカットⅢ裁判 不当判決！

1月20日、大阪地方裁判所で、新幹線関西地本ボーナスカット裁判Ⅲの不当判決が言い渡されました。私たちは、満腔の怒りをもって弾劾します。

この裁判は、大阪第一運輸所分会組合員6名が、2004年から2005年にかけて、定期昇給・夏季手当・年末手当について身に覚えのないカットを受けたため、2006年1月13日提訴した事件です。

会社（被告）は、点呼、添乗などで言いがかりを付けるように、業務上の事柄を「非違行為」と決めつけ賃金カットを正当化しました。しかし、会社の言う「非違行為」は、デッチ上げであり、重箱のすみを突くようなものばかりです。例えば、ポケットの襟が折れていたことを、さも大変な事態をしでかしたように問題にしています。どれだけ安全安定輸送に障害になるというのでしょうか。まさに、カットするためにのみ、あら探しをしているに過ぎないのです。しかし、裁判所は事実を正しく見ようとしませんでした。判決文は、会社の言い分だけを取り入れただけのもので、不当極まりません。企業権力の横暴に目を背け、メスを入れようとしない司法の現実を打ち破るためにさらに闘わなくてはなりません。



闘いの報告を行う小濱分会長



同日、新幹線関西地本は、裁判判決報告集会を開催し、直ちに控訴審し闘うことを意思統一しました。集会に参加した仲間たちは、不当判決を許さず勝利に向けて、闘っていくことを確認しました。